

枚方市規則第 23 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年枚方市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第5号中「皮膚かじよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3項第3号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第4項第3号中「うるし」を「漆」に改め、同表第7項第1号から第4号までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第8号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同項第10号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同項第14号中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、公布の日から施行する。